



柏市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき柏市職員措置請求に係る監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表します。

令和元年8月14日

柏市監査委員	下	隆	明
柏市監査委員	小	栗	一徳
柏市監査委員	宮	田	清子
柏市監査委員	本	池	奈美枝

第1 請求の受理

本件監査請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、令和元年6月28日これを受理した。

なお、地方自治法第242条第2項において、住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年以内と規定されているが、当請求は、財産の管理を怠る事実に対するものであると認められるので、1年の期間制限には該当しないものと認めた。

(昭和53年6月23日最高裁判決)

第2 監査の実施

1 監査を執行した監査委員

下 隆 明

小 栗 一 徳

宮 田 清 子

本 池 奈美枝

2 請求の要旨

(「柏市職員措置請求書」の原文のまま記載)

2019年6月17日

柏市監査委員 殿

監査請求人 (略)

第1 請求の趣旨

監査委員は市長に対し、平成24年8月20日締結の消防デジタル無線装置の売買契約に関し、三峰無線株式会社及び沖電気工業株式会社から各自金4179万円を市に返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

第2 請求の理由

1. 監査請求にかかる契約

柏市は、消防救急デジタル無線装置を制限付き一般競争入札により発注した。

これに対し、三峰無線株式会社、沖電気工業株式会社、株式会社テレコムが入札し、平成24年8月3日、第一回目の入札

で、三峰無線株式会社が1億9900万円（税抜き）で落札した。

そして、柏市と三峰無線株式会社は、平成24年8月20日に消防救急デジタル無線装置の物品売買契約を結んだ。

(1) 契約金額 2億895万円（消費税込み）

(2) 受注者に対する独禁法違反行為による排除措置命令が確定した場合（第12条1項）、受注者は発注者に対して、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない（第13条1項）。

2. 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成29年2月2日、株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気に独占禁止法第3条違反（以下、「本件談合」という。）があったと認定して、これら関係5社に排除措置命令（平成29年（措）第1号）を、株式会社日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令（平成29年（納）第1号ないし第4号）を行った。

上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、株式会社富士通ゼネラルになされたものを除き、それぞれ確定した。

3. 柏市の有する債権

(1) 三峰無線株式会社に対する債権

① 物品売買契約に基づく賠償金請求権

三峰無線株式会社は、上記排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人とはなっていない。しかし、公正取引委員会の認定によれば、「入札などにおいて、落札すべき価格は、（中略）代理店などに落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」とされているところ、三峰無線株式会社は、この「代理店等」に該当し、さらに談合により本件物品売買価格の公正が害されたとされているから、本件契約第13条1項、2項に該当する。

よって、柏市は三峰無線株式会社に対し、物品売買金額の10分の2である4179万円の賠償金請求権を有する。

② 不法行為による損害賠償請求権

上記の通り、本件消防救急デジタル無線装置の入札には沖電気工業株式会社と三峰無線株式会社が参加しており、談合関係入札事業者ヒアリング記録の内容からもこの2社による談合により価格の形成がなされているため、独占禁止法3条違反として、不法行為責任を負う。

そして、本件談合によって柏市が被った損害額は、物品売買金額の10分の2に相当する金額である。

③したがって、柏市は三峰無線株式会社に対して、物品売買金額の10分の2である4179万円の賠償金請求権を有する。

(2) 沖電気工業株式会社に対する債権

沖電気工業株式会社は、排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人であってまさしく談合の当事者として独占禁止法違反行為を行っていた者である。

そして、三峰無線株式会社と同様、柏市に対して不法行為責任を負う（三峰無線株式会社とは共同不法行為となる。）

沖電気工業株式会社は、三峰無線株式会社との共同不法行為により市に損害を与えたのだから、沖電気工業株式会社が市に与えた損害額は、三峰無線株式会社と同様に4179万円である。

したがって、柏市は沖電気工業株式会社に対して、4179万円の損害賠償請求権を有する。

第3 結論

以上の通り、柏市は、三峰無線株式会社及び沖電気工業株式会社に対して上述の債権を有しているにも関わらず、ヒアリング調査後も何ら措置をとっていない。よって、地方自治法242条第1項の規定により、下記書類を添え、監査請求の趣旨記載の通り請求を行う。（以上、下記書類省略）

3 受理後補正

請求の受理にあたり，事実証明書の追加提出と根拠についての質問事項に対する補正を求めた。

(1) 事実証明書の追加

ア 令和元年6月17日付け柏市職員措置請求書中P2

2行目 公正取引委員会の「課徴金納付命令（平成29年（納）第1号ないし4号）」を添付してください。

イ 同P2 4行目「排除措置命令及び課徴金納付命令は，株式会社富士通ゼネラルになされたものを除き，それぞれ確定した。」とあるが，確定したことがわかるものを添付してください。

(2) 根拠について

ア 同P1 7行目 「各自金4179万円を市に返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める」とあるが，合計8,358万円の賠償を求める場合，同P3 1行目 「三峰無線株式会社とは共同不法行為となる。」の文中にある共同不法行為は，「各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。」（民法719条1項）ことを指すことから，請求額は合計とはならないと思われます。各自に対して4179万円を市に返還させる根拠を示してください。

イ 同P2 12行目 「三峰無線株式会社は，この代理店等に該当し」とあるが，三峰無線株式会社が沖電気工業株式会社の代理店等である根拠を示してください。

ウ 同P2 20行目 「談合関係入札事業者ヒアリング記録の内容からもこの2社による談合により価格の形成がなされているため」とあるが，具体的にヒアリング資料のどこによって談合により価格の形成がなされていることがわかるのか示してください。

エ 排除措置命令及び課徴金納付命令を受けていない三峰無線株式会社に対して，平成24年8月3日消防救急デジタル無線装置売買契約書第13条1項及び2項を適用

して、柏市職員措置請求書の第1、請求の趣旨の金額を請求できることについての具体的な根拠を示してください。

オ 市と契約していない沖電気工業に対して、直接請求できることについての具体的な根拠を示してください。

カ 同P3 9行目 「ヒアリング調査後も何らの措置をとっていない。」と主張できる証拠を示してください。

(3) 補正された請求（要旨）

（「柏市職員措置請求書（補正）」の原文のまま記載）

2019年7月10日

柏市監査委員 殿

監査請求人（略）

2019年7月2日付け柏監第154号にて通知のあったことについて、下記のとおり追加資料を提出するとともに根拠を示します。

1、追加資料

(1) 事実証明書

ア、課徴金納付命令書（平成29年（納）第1号～4号）計4通
イ、日本電気、沖電気工業、日本無線のプレスリリース文書と富士通ゼネラルの取り消し訴訟表明文書の写し（各社HPより抽出）各1通。（排除措置命令及び課徴金納付命令が確定したとする根拠として、取り消し訴訟を行ったのは富士通ゼネラルだけであり、日本電気・沖電気工業・日本無線のプレスリリース文書にて富士通ゼネラル以外の各社は受け入れを表明している。）

(2) 根拠

ア、本件の入札はいずれも5社の協議に基づいてあらかじめ納入予定メーカーが決められていたものである。また、三峰無線の落札価格も沖電気工業との話し合いによって決定されたものであって、競争を排除する不正な入札を行った、という点では、沖電気工業同様、三峰無線も共同して不法行為を行ったことは明らかである。

柏市が被った損害は請負代金額の20パーセントであるから、当

該不法行為によって柏市が被った損害額は、4 1 7 9 万円である。したがって沖電気工業と三峰無線に対して、その損害額 4 1 7 9 万円を連帯して賠償するよう請求する権利を有する。

イ、三峰無線は、沖電気工業において「プラチナディーラー」と呼んで、北海道の橋本電気工事、中部・東海の中央電子光学などと並んで、沖電気工業の主力のディーラーと位置づけられている。

「談合関係入札事業者ヒアリング記録 三峰無線株式会社」 p 2 ～ 3 で三峰無線は沖電気工業において代理店の中でもランクが上である特約店である旨の発言がある。

ウ、「価格の相談」については「談合関係入札事業者ヒアリング記録 三峰無線株式会社」 p 5 以降に記載されており、p 1 4 で認めている。

「談合関係入札事業者ヒアリング記録」は全般に渡り、曖昧かつ「担当でないためわからない」等の責任逃れの発言が多いため、十分に事実が語られ、明らかにされているとは言えないが、納入業者と特約代理店との関係が類推される。

エ、5 社による本件の受注調整にあっては、5 社（のうち納入予定社 1 社）が直接元請となる場合を「直販」、地元のディーラー等に納入予定社に代わって元請けとなってもらい、納入予定社が受注を受ける物件を「間販」と呼んでいた。このように、間販という方法が用いられたのは、メーカーの営業拠点では保守サービスなどの対応がしにくい反面、間販を担当するディーラーは各地域に根付いた事業を展開しており、かつ地元の消防本部との長年の人脈をもつことで、強い営業力を生かすことが考慮されたからであった。そして、本件は三峰無線株式会社を間販とすることが予定されていた入札であった。

オ、沖電気工業は、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人であって、談合の当事者として独占禁止法違反行為を行っていた者である。

公正取引委員会は「入札等において落札すべき価格は、納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし、納入予

定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが定めた価格よりも高い価格で入札する又は入札に参加しないなどにより、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。」と指摘している。

カ、本件情報開示の際、柏市消防本部の担当者から「何らかの動きがあれば連絡」を頂ける事になっており、これまで全く連絡がなかった事による。

以上（追加資料省略）

4 監査対象部局

消防局企画総務課及び財政部契約課

5 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し陳述の機会を付与したところ、請求人から陳述に出席しない旨の回答があったことから実施しなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

6 関係職員の調査

令和元年6月28日から7月29日までの間、平成24年8月20日締結消防救急デジタル無線装置物品売買契約に係る関係書類の調査を行い、消防局企画総務課及び財政部契約課の職員に対し聞き取り調査を実施した。

7 関係職員の監査

令和元年7月29日、関係職員から本件請求に係る事実関係の説明を受けるとともに、意見を聴取した。

第3 監査の結果

1 請求に係る事実の確認

(1) 柏市は、消防救急デジタル無線装置の購入にあたり、平成24年7月11日付けで入札公告を行い、三峰無線株式会社、沖電気工業株式会社、株式会社テレコムが参加した。同年8月3日開札を行った結果、三峰無線株式会社が落札し8月20日に物品売買契約を締結した。

(2) 沖電気工業株式会社は、全国の消防本部等が調達するために実施した消防救急デジタル無線装置の入札等において、納入予定メーカーをあらかじめ決定する等の独占禁止法第3条違反（談合，以下「デジタル無線談合」という。）があったものとして、公正取引委員会が平成29年2月2日付けで行った排除措置命令および課徴金納付命令の名宛人となっている。

(3) 三峰無線株式会社は、公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令の名宛人ではない。

2 監査対象部局の説明

消防局企画総務課及び財政部契約課による陳述及び聴取した説明等の要旨は下記のとおりである。

平成29年2月に公正取引委員会より無線機メーカー5社に対し「排除措置命令」及び「課徴金納付命令」が出され、その中に柏市の契約が課徴金算定対象物件として記載されていたことを確認、即時、柏市の顧問弁護士に相談を実施し、法的解釈や以後の対応方法について教示を受けた。

公正取引委員会による排除措置命令および課徴金納付命令確定後の損害賠償請求時効期限の確認や、三峰無線株式会社および沖電気工業株式会社に対するヒアリングなどを実施しつつ、市民等からの公文書開示請求の対応等を進め、柏市が取るべき措置の決定に向け調査検討を進めている状況である。

しかしながら、このデジタル無線談合は、全国の自治体でも、柏市のように「排除措置命令および課徴金納付命令の名宛人と契約者が異なる『間接契約』」となっている自治体が多数あるにも関わらず、ごく数件しか調停や裁判などが開始されていない状況である。これは損害賠償を請求する自治体側が、証拠を収集することが困難で立証に至らないことが原因と考えられる。

市は現在、対応方針の決定を目指し、他市裁判の傍聴や、過去裁判記録の閲覧など、できる限りの情報収集に力を注ぎ、方針を決定するための判断材料集めに奔走している状況であ

る。

3 判断

請求人は、柏市が三峰無線株式会社および沖電気工業株式会社から談合等の不法行為により損害を受けているものとして職員措置請求に及んだものである。

監査の結果、談合等の不法行為の存在については、疑わしい状況と推測されるものの、確たる証拠がないことから、現時点においては、三峰無線株式会社及び沖電気工業株式会社との間で談合等の不法行為があったとは判断できなかった。

また、請求人は市に怠る事実があるとしているが、市は対応方針の決定を目指し、他自治体に対する照会、顧問弁護士への相談、他市裁判の傍聴や過去裁判記録の閲覧等できる限りの情報収集を行い、判断の証拠を揃えるため適切な事務を行っており、現時点においても談合等の不法行為による損害を確定させる明確な根拠について十分な精査をする必要があることから判断に至っていないもので、これをもって市に怠る事実があるとは断定できないものである。

以上のことから、本件住民監査請求には理由がないので、これを棄却する。

第4 意見

本監査を実施する中で問題点が見られたので、以下に意見を述べる。

市は現在、対応方針を決定するべく情報や証拠の収集に尽力してはいるが、民法の規定により本件にかかる損害賠償請求権には消滅時効に係る期限があることから、市は、速やかに意思決定を行い、その方針に従って適切に措置を講じられたい。